

事務連絡

令和2年7月1日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について（依頼）（令和2年4月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）」に対して、多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。今般、頂いたご報告を取りまとめましたので送付いたします。

精神科医療機関においては、精神障害者の人権に配慮しつつ、適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から非常に重要であることから、当該把握内容を踏まえ、精神科医療機関における虐待防止等を図るため下記の通り要請しますので、よろしく願います。

記

1. 各都道府県等の取組事例を参考にするとともに、精神科医療機関に対しても、精神科医療機関における虐待防止等の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取組強化に努めること
(参考) 別添の取組事例に見られる医療従事者に対する研修に関して、精神科医療体制確保研修(精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修)事業実施要綱(平成29年1月30日障発0130第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙)に基づき採択された団体が実施する精神科病院における暴力を未然に防ぐための人材養成研修等も活用されたい
2. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかにその概況を各都道府県等に報告するよう管内精神科医療機関に対し周知徹底するとともに、各都道府県等においても早期に事案の詳細を把握し、当該精神科医療機関と連携して再発防止に努めること
3. 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について(平成10年3月3日障発第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援発第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知)」に基づき、原則として1施設につき年1回実施する実地指導において、病院職員や入院患者に対して行われる人権の保護に関する聞き取り調査に併せて、虐待が疑われる事案についても聞き取りを行うなど、その把握の徹底に努めること